

農業委員会総会議事録

第7回農業委員会

1. 開会日時 令和5年10月27日（金）午前9時28分

2. 閉会日時 令和5年10月27日（金）午前9時53分

3. 場 所 豊山町社会教育センター 3階 視聴覚室

4. 出席者

委員（全7人中7人出席）

出席者

1 番 柴田賢一

2 番 秋田秀機

3 番 秋田秀春

4 番 池山春雄

5 番 大野和彦

6 番 坪井宏見

7 番 大口悦美

欠席者 なし

事務局 3名

事務局長 早川 建設課長

事務局員 富田 土木・農政グループ長

事務局員 岡島 主事

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案
 - (1) 農地法第3条許可申請について
 - (2) 農地法第3条許可申請について
- ⑤ 報告事項
 - (1) 農地法第3条届出受理状況について
 - (2) 農地法第4条届出受理状況について
 - (3) 農地法第5条届出受理状況について

6. 配布資料

- ①資料1 農地法第3条許可申請について
- ②資料2 農地法第3条届出受理状況について
- ③資料3 農地法第4条届出受理状況について
- ④資料4 農地法第5条届出受理状況について

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻より早いですが、只今より令和5年度第7回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に配布したものと「農業委員会活動記録簿（10月～3月）」であります。よろしかったでしょうか。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

【会長あいさつ】

秋田会長

おはようございます。非常に良い気候になりまして、個人で農業を

やってみえる方の稲刈りはほぼ終わったのではないのでしょうか。しかしながら、農協委託をしている水田に関しては、かなり遅れが出ておりまして、完了するころには、11月に食い込んでいるのではないかと思います。この遅れにより、米の品質が、悪くなっております。刈り入れの時期は、稲に少し青みがあるくらいがベストだと思います。精米するとわかりやすいですが、11月に入りますと乾燥し過ぎで品質が落ちます。また、今年は多くのカメムシが発生しました。それにより黒い斑点がある米になってしまい、等級がガクッと落ちて販売ができないような状態になります。そのようなことで、小さな農家では、やっていけないような非常に厳しい状態となっております。

本日は、議案2件、報告事項3件であります。よろしくお願いいたします。

【出席人数確認】

秋田会長

それでは、総会に入ります。まず出席者ですが、農業委員7名中出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

秋田会長

議事録署名者を指名いたします。

3番 秋田秀春委員と4番 池山春雄委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

【議 案】

秋田会長

本日の議案は2件です。それでは、議案第11号について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第11号議案を説明する前に、「豊山町農業委員会の会議に関する規則」第15条で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。今回の議案は、A委員に関する事項でありますので、この条文に該当します。従いまして、A委員には、議案第11号が終わるまで退席していただきます。よろしくお願いいたします。

【A委員退席】

事務局

それでは議案第11号、3条の許可申請について、ご説明します。3条の許可申請は農地を農地として利用する際の権利移動の申請です。市街化区域でも市街化調整区域でも同じ手続きとなります。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

秋田会長

議案第11号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

B委員

農業の従事日数については、農家基本台帳で確認をしているのですか。

事務局

その通りです。

秋田会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第11号 農地法第3条許可申請について、賛成の方の挙手を

求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

【A委員着席】

秋田会長

続いて、議案第12号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第12号、3条の許可申請について、ご説明します。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

秋田会長

議案第12号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

質問等ありませんので、議案の農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

全員賛成により、許可相当と認めます。以上で議案を終わります。

【報告事項】

秋田会長

それでは、農地法第3条、第4条、第5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それではまず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料2 農地法第3条届出受理状況朗読】

事務局

次に、農地法第4条の届出受理状況について、説明します。4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料3 農地法第4条届出受理状況朗読】

事務局

最後に、農地法第5条の届出受理状況について、説明します。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料4 農地法第5条届出受理状況朗読】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

秋田会長

農地法第3条、第4条、第5条の届出受理状況についての報告が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A 委員

今回のように登記が宅地の場合でも、農地法の届出が必要ですか。

事務局

農地法の現況主義という点で、現況が農地であった場合は、届け出を出すということになります。今回の届出については、所有権の移転という法務局の手続きにおいて、申請地の課税評価が、農地になっていたことが原因となります。課税評価つまり現況が、農地であるため、法務局の手続き上、農地転用の受理通知書が必要ということになります。

C 委員

登記が宅地で、課税が農地ということがあるのですか。

事務局

あります。

秋田会長

他に質問もありませんので報告事項の農地法第3条、第4条、第5条届出受理状況についての報告を終了します。

【閉 会】

秋田会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和5年11月28日（火）午前9：30開始

場所：豊山町役場2階 会議室1

資料：11月16日頃郵送予定。

- (2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。
- (3) 総会終了後にNHKクローズアップ現代の視聴をする旨案内。

(午前9時53分終了)

9. 農地転用件数

9月農地転用件数				農地転用累計				
農地法適用条項	件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡		
3条	許可	2	296.00	青山	3条	許可	3	1,561.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	7	4,295.00
		1	2,177.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	6	4,942.00
		1	763.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	6	8,131.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	17	7,147.79
		2	203.08	豊場				

※ 累計については令和5年1月～令和5年12月（再申請分を含む）

議事録署名人（会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政グループの窓口で縦覧することができます。